

八潮市空家バンク



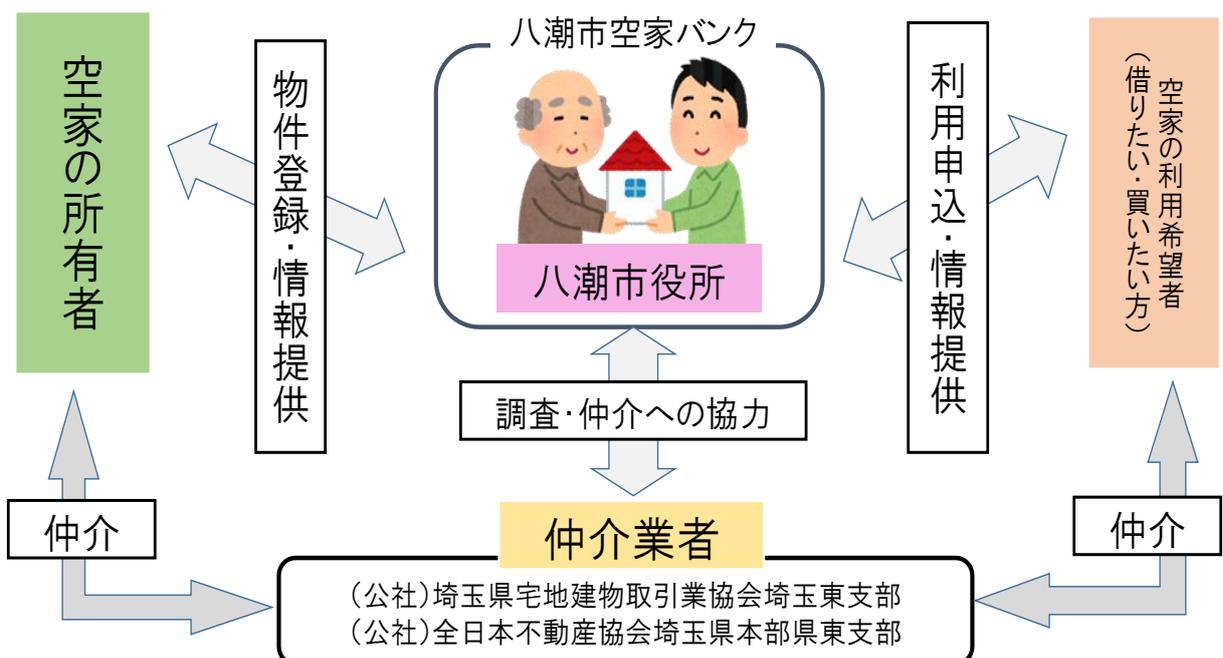
空家バンクについて

八潮市内に空家等をお持ちの所有者と空家を買いたい、借りたいという利用希望者を結びつけ、空家等の有効な活用を進めていく制度です。

制度を利用される場合は、あらかじめ、八潮市空家バンクへ登録していただく必要があります。なお、制度の利用にあたっての費用はかかりませんが、契約が成立した場合には仲介業者へ報酬支払が発生します。

空家等を所有されている方で、活用等をお考えの方は、是非空家バンクの活用をご検討ください。

制度の仕組み



※空家所有者の物件登録、利用希望者の利用申込の費用は無料です。

※交渉の結果、成約となった場合は宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の報酬支払が発生します。

物件の登録方法と契約までの主な流れ



① 登録申請

申請用紙をご記入いただき、住宅・建築課へ提出してください。
登録費用はかかりません。



② 現地調査

所有者・物件を担当する仲介業者・市で現地にて、外観や建物内部の写真を撮影したり、建物に危険がないか調査します。



③ 物件登録

調査の結果、問題がなければ、空家バンクへ登録します。
登録された物件は、インターネット通じて全国の人が閲覧できます。



④ 契約・交渉

登録された物件を買いたい、借りたい方がいた場合は、物件を担当する仲介業者を通じて、売買や賃貸借の交渉・契約を行います。

- ※ 物件を担当する仲介業者は、市と覚書を交わしている2団体のどちらかを所有者が選任し、団体から選任されます。
- ※ 物件の登録期間は、登録の日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日とします。
- ※ 空家バンクにおける空家等の交渉・契約等に対して、市は関与しません。
- ※ 契約が成立した場合は、仲介業者に対し宅建業法の規定に基づく報酬の支払いが発生します。

空家バンクに登録できないもの

次の空家等については、空家バンクへの登録ができません。

① 賃貸、分譲等を目的とした空家等

- ・ アパート、マンションや新築の分譲住宅等、収益目的に建築されたもの。

② 既に宅地建物取引業者に媒介等の依頼をしている空家等

- ・ 不動産業者等に仲介を依頼している場合等で、既に市場に流通しているもの。

③ 建築基準法、その他関係法令に違反している空家等

- ・ 違反建築物（ただし、既存不適格建築物を除く。）
- ・ 未登記建物（ただし、公課証明書が提出できる場合を除く。）

④ その他、市長が認めるもの

- ・ 特定空家等に認定されているもの。
- ・ 土地区画整理事業地内にあり、およそ1年以内に建物の移転の可能性があるもの等

【問い合わせ先】 何かわからない事があれば、お気軽にご相談ください。

〒340-8588 埼玉県八潮市中央1丁目2番地1

八潮市役所 都市整備部 住宅・建築課 住宅担当

(電話) 048-996-2111 内346

詳しい内容はHPをご覧ください。